

薬機発第5632号
令和6年9月26日

一般社団法人日本看護系大学協議会
代表理事 堀内 成子 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 藤原 康弘
(公 印 省 略)

医薬品副作用被害救済制度 eラーニング講座のご活用について (依頼)

時下、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

当機構では、医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした医薬品副作用被害救済制度の運営を担っており、この公的制度の周知活動も継続的に行っているところです。

特に、患者等へ制度利用の橋渡しを行っていただくこととなる医療関係者に向けては、制度創設の背景や制度の仕組み、救済給付の請求から支給の可否の決定・支給までの流れ、請求時の必要書類、医薬品の副作用等による健康被害か否かなど医学的・薬学的な評価・判断を行うために必要となる情報、給付の対象・対象外とされた請求事例等を分かり易く紹介した eラーニング講座を設けており、医学・薬学・看護系の大学での教育用としてもこの eラーニング講座の活用を奨励しているところです。

本講座の動画については、教育テーマや学生の関心等に応じて関連情報に容易にアクセスできるよう、令和5年10月17日に、従来の2部構成から、

- ・「医薬品副作用被害救済制度について (概要や成り立ち、現状)」
- ・「救済制度の仕組みと請求の流れ」
- ・「支給・不支給の事例紹介と適正使用のお願い」

の3部構成へとリニューアルいたしました。

特に「支給・不支給の事例紹介と適正使用のお願い」では紹介事例を大幅に追加するなど内容の充実を図りましたので、貴職におかれましては、本講座について傘下会員の皆さまにあらためて周知いただくとともに、本会員の皆さまにおいて教材としての積極的ご活用と学生への再周知をいただけるよう、特段のご配慮方よろしくお願い申し上げます。

なお、講座は、本制度の特設サイト (https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/) の「医療関係者の皆様へ」からどなたでもご自由に視聴できる環境となっています。

PCのほかスマートフォンやタブレットからも視聴できますので、大学での教育用にも学生個人での自習用にも適したものとなっています。受講者リストをご提供することも可能ですので、大学教育の一環として学生に自習形式で受講させる際など、事前にeラーニング講座のお問い合わせ窓口にご相談下さい。

【担当部署：医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 企画管理課】

◆eラーニング講座についてのお問い合わせ窓口

電話番号：03-3506-9460 Eメール：kyufu@pmda.go.jp

◆救済制度の情報や各種広報資料について

URL：<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>